

平成16(2004)年度～平成20(2008)年度

はだの行革推進プラン

～変化への挑戦～

- 1 民間委託推進による業務改革
- 2 施設使用制度改革
- 3 幼稚園・保育園改革
- 4 職員改革
- 5 一般施策改革

秦野市

はじめに

秦野市では、これまでにも市民福祉の向上や効率的、効果的な行財政運営を行うため、秦野市行政改革大綱を定めるなど、行財政改革に積極的に取り組んでまいりました。

しかし、今日の地方自治体は、地方分権の進展などにより、自己決定・自己責任の基に、画一から多様、量から質、ハード面からソフト面を重視する個性豊かで活力ある地域社会を創造していくことが求められています。

また、市の財政状況を見ますと、歳出面では少子高齢化の進行により、福祉、保健、医療、介護、生涯学習等の行政需要の増大が見込まれるなど今後の増加要因を多く抱えています。一方、歳入面では、景気の動向に左右される市税収入、国と地方の税財政制度を抜本的に改革する三位一体改革など地方自治体が主体的に取り組むことが困難な課題を抱えており、財政運営に当たっての大きな転換期を迎えています。

このような状況を踏まえて、本市では、今後の本格的な地方分権時代に適った持続可能な行財政運営を目指し、抜本的な改革に取り組むため、その指針として、ここに『はだの行革推進プラン』を策定いたしました。

私は、かねてから「まちづくりは市民が主役」を基本としてきました。このプランの策定に当たりましても、平成15（2003）年度を「市民参加の行革元年」と位置付け、市民意識調査や地区別市政懇談会、さらに新たな試みとして行革タウンミーティングを開催するなど、「市民が主役」を基本に据えた取組みを実践してきました。これらの多くの御意見や学識経験者等で構成する行財政調査会からの答申を踏まえて、昨年、「行革実行計画素案」を作成し、行革市政懇談会などを通じて御意見を伺い、プランとして取りまとめたものです。

折りしも本市は、本年1月に市制施行50年という節目を迎きました。次の50年に向かって、明日の秦野づくりのための行財政改革は避けて通ることのできない道だと判断し、勇気と決断をもってプランを策定いたしました。

新たな50年の第一歩として、「水と緑と心豊かなふるさと、安全で安心、活力と魅力のある秦野づくり」を推進するため、全庁を挙げて行財政改革に取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願ひいたします。

終わりに、貴重な御意見をいただきました多くの皆様に心からお礼申し上げます。

平成17（2005）年4月

秦野市長 二宮忠夫

目 次

1 地方自治体を取り巻く環境	1
2 改革の背景と必要性	2
3 改革の基本理念	4
4 改革の重点実行期間	4
5 改革項目	5
6 改革の内容	8
(1) 民間委託推進による業務改革	8
(2) 施設使用制度改革	11
(3) 幼稚園・保育園改革	13
(4) 職員改革	16
(5) 一般施策改革	20
7 改革に伴う財政効果	23
参考資料	24

1 地方自治体を取り巻く環境

今日の地方自治体は、**地方分権の進展**、**少子高齢化の進行**、**市税収入の減少**など、かつて経験したことのない社会経済環境において、厳しい行財政運営を強いられています。

地方分権の進展

地方分権は、「個性豊かな地域社会の形成」、「少子高齢社会への対応」等の新たな時代の要請に応えるため、従来の中央集権型行政システムから地方分権型行政システムに移行するというものです。

平成12（2000）年4月、475本にも及ぶ法律を一挙に改正したいわゆる「**地方分権推進一括法**」が施行され、国に集中していた権限の多くが地方自治体に移譲されました。

また、地方自治体の財政的な自立性を高めるため、国と地方の税財政制度を抜本的に改革するいわゆる「**三位一体改革**」が進められています。

地方分権の進展により、地方自治体は、「都市間競争」の時代といわれるよう、「自己決定」、「自己責任」の基に地域の実情に沿った行政を実践していくことが、ますます期待されています。

三位一体改革とは

「三位一体改革」は、「国から地方自治体に支出される国庫補助負担金の削減」、「国から地方自治体への税源移譲を含む税源配分の見直し」、「地方自治体間の財政力格差を解消するため国から交付されている地方交付税の見直し」の3つを同時にやるもので、その全体像（平成18（2006）年度までの内容）が、平成16（2004）年11月に明らかになりました。

その主な内容は次のとおりです。

- ・ 国庫補助負担金は、平成17（2005）年度及び18年度で3兆円程度の廃止・縮減等を行う。
- ・ 税源移譲は、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。
- ・ 地方交付税は、地方自治体の安定的な財政運営に必要な額を確保する。

少子高齢化の進行

未婚化、晩婚化、夫婦の出生力の低下等により、我が国の合計特殊出生率は、平成15（2003）年には1.29まで低下し、一方では、現在50歳代後半にさしかかっているいわゆる第一次ベビーブーム世代が、高齢者に移行することなどから、我が国は今後少子高齢化がますます進行し、近い将来人口が減少すると予測されています。

少子高齢化の進行により、労働力人口の減少やそれに伴う経済成長の鈍化による税収への影響が懸念されるとともに、年金制度の担い手である現役世代に対する受給世代の比率が高まるなど、社会保障制度をめぐる環境は一層厳しさを増すことが見込まれています。

合計特殊出生率とは

「合計特殊出生率」は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数です。

市税収入の減少

我が国の経済は、バブル崩壊後の長期低迷を脱し、回復の兆しが見えるものの、物価については、緩やかなデフレ状況が継続しています。

そのため、地価の下落や個人所得の低迷などにより、地方自治体の歳入の根幹である市税収入は引き続き厳しい状況にあります。

2 改革の背景と必要性

改革の背景

上記の「地方自治体を取り巻く環境」は、本市の行財政運営にも大きな影響を与えてています。

地方分権の進展

地方分権の進展、とりわけ三位一体改革は全体像が示されました。本市にとっての具体的な影響額は明らかではありません。また、地方交付税については、地方自治体の歳出の大幅な抑制を前提にその算定基礎である基準財政需要額の見直しが行われており、本市は平成16（2004）年度、6年ぶりに普通交付税の不交付団体となりましたが、依然として厳しい財政状況であることは変わりません。また、普通交付税の代替財源である臨時財政対策債の発行抑制など一般財源が縮減され、財政運営に大きな影響を与えています。

三位一体改革の影響は

本市の財政運営における平成16年度の影響見込み額は、次のとおりです。

・ 国庫補助負担金の削減額（公立保育所運営費等）	マイナス約1億3千万円
・ 税源移譲（所得譲与税）	プラス 約2億8千万円
・ 地方交付税改革（基準財政需要額、臨時財政対策債発行可能額等の見直し）	マイナス約9億4千万円
合 計	マイナス約7億9千万円

少子高齢化の進行

本市の平成16（2004）年1月1日現在の年齢別人口の状況は、10年前の平成6（1994）年と比較すると、総人口に占める年少人口（0歳から14歳）の割合が16.6パーセントから13.4パーセントに減少する一方で、老人人口（65歳以上）は9.3パーセントから14.5パーセントに増加しており、少子高齢化が進行しています。

少子高齢化の進行に伴い、福祉、保健、医療、介護、生涯学習等の行政需要が増大する一方、園児数の減少等公立幼稚園（14園）の状況は大きく変化しています。

行政需要の増大は

生活保護費、障害者福祉費、児童福祉費等の扶助費は、10年前の平成5(1993)年度は37億1千万円でしたが、平成15(2003)年度は61億7千万円であり、166.3パーセントに増加しています。

介護保険事業は、制度創設時の平成12(2000)年度の保険給付費は23億9千万円でしたが、平成15年度は41億5千万円であり、173.6パーセントに増加しています。

国民健康保険事業は、10年前の平成5年度保険給付費は、38億3千万円でしたが、平成15年度は72億4千万円であり、189.0パーセントに増加しています。

幼稚園・保育園需要の変化

公立幼稚園園児数は、ピーク時である昭和54(1979)年には4,097人でしたが、平成16年は1,652人であり、40.3パーセントに減少しています。

一方、公私立保育園園児数は、昭和54年955人でしたが、平成16年は1,559人であり、163.2パーセントに増加しています。

市税収入の減少

本市歳入の55.3パーセント(平成15年度一般会計歳入決算額に占める割合)を占める市税収入は、法人市民税に回復の兆しが見えるものの、個人市民税や固定資産税などを中心に減少しており、その額は約10年前の水準にまで落ち込んでいます。

市税収入の状況

市税収入は、ピーク時である平成9(1997)年度は256億円(一般会計歳入決算額の59.2パーセント)でしたが、平成15年度は233億円(同55.3パーセント)であり、91.0パーセントに減少しています。

改革の必要性

このような背景の中で、本市の都市像である「みどり豊かな暮らしよい都市」を実現するためには、限られた財源と人的資源を生かし、一層効果的・効率的に対応できる行財政運営の仕組に再構築することが急務であると考えます。

そのためには、現在の行政サービスのうち必要性の低くなったものについては見直し、併せて行政サービスの受益と負担の関係をより一層明確にし、行政サービスの費用負担とそこから得られる受益を比較し、市民自らの判断と責任で行政サービスの水準を決定することが重要であると考えます。

そこで、今後の本格的な地方分権時代に適った持続可能な行財政運営の確立を目指して、市民参加により抜本的な改革に取り組むこととしました。

市民参加

このプラン策定に当たっては、多くの市民から御意見を伺いました。

1 行財政調査会の設置

学識経験者や公募による市民委員等により構成された行財政調査会を設置し、本市の行財政改革の在り方についての御提案をいただきました。

2 行革タウンミーティング、地区別市政懇談会、行革市政懇談会の開催

行革タウンミーティング等を各地区で延べ23回開催し、市民から行財政改革や「行革実行計画素案」について御意見を伺いました。

3 市民意識調査の実施

「行革実行計画素案」の内容等について、広く市民を対象に2回実施しました。

4 行革目安箱の設置

公民館等の公共施設に設置し、行財政改革について御意見を伺いました。

3 改革の基本理念

本市の行財政改革の目的は、地方自治法第2条第14項に規定されている「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない。」という観点から、次の3項目を基本理念とし、持続可能な新しい行財政システムの創造を目指すことにあります。

1 市民との協働による都市経営の推進

負担とサービスの関係をこれまで以上に明確にし、市民自らの選択に基づいた行政サービスの展開を図り、自助、共助、公助の適切な役割分担と連携を図ることにより、市民との協働を基調とした行政の展開を目指します。

2 地方分権社会に適った自立した地方政府としての基盤強化

本格的な地方分権社会を迎えるにあたり、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、今後の人口減少社会等長期的視点に立ち、経常的経費の適正な執行、効率的な財政投資等を図ることにより、健全で自立的な財政基盤の確保を目指します。

3 最少のコストで最大の市民福祉の実現

長引く景気低迷や少子高齢化の進行の中で、真に安全で安心な暮らしのための質の高い行政サービスを効率的に提供するため、都市経営、市民感覚という視点に立ち、サービス内容や提供方法の改善を進め、「最少のコストで最大の市民福祉」の実現を目指します。

4 改革の重点実行期間

平成16（2004）年度から

平成20（2008）年度の5か年間（着手も含む）

5 改革項目

このプランに基づき実施する改革項目は、次のとおりです。

基本項目	個別項目	
I 民間委託推進による業務改革	1 指定管理者制度の導入	(1) 広畠ふれあいプラザ (2) 総合体育館 (3) 中央運動公園 (4) 中央こども公園 (5) おおね公園 (6) 立野緑地庭球場 (7) サンライフ鶴巻
	2 業務の民間委託化	(1) 害虫駆除業務 (2) 保健福祉センター管理業務 (3) 電話交換業務 (4) 自動車運転業務 (5) 保育園給食調理業務 (6) 道路維持補修業務 (7) 小学校給食調理業務 (8) 公民館業務員業務 (9) ごみ収集業務 (10) 水道管管路管理業務 (11) 学校業務員業務 (12) 図書館受付等業務 (13) 車両整備業務
II 施設使用制度改革	1 受益者負担制度の導入	(1) 公民館（11館） (2) 青少年会館 (3) ほうらい会館 (4) 中野健康センター (5) 曲松児童センター (6) 里山ふれあいセンター (7) 学校開放施設(学校体育館・格技室) (28施設)
III 幼稚園・保育園改革	1 幼稚園・保育園の一体化 2 幼稚園・小学校の一体化	

基本項目	個別項目	
IV 職員改革	1 職員数の見直し	
	2 人事給与制度の見直し	(1) 特殊勤務手当の見直し (2) 高齢層職員の昇給停止年齢の引下げ (3) 勤勉手当の適正化 (4) 管理職員特別勤務手当の廃止
	3 旅費の見直し	(1) 日当の廃止 (2) 支度料の廃止
	4 勤務時間の見直し	
	5 職員の意識改革と人材育成	
V 一般施策改革	1 市民サービスの改善	(1) ホームページによる情報提供の充実 (2) 広域情報の提供 (3) 図書館開館時間の変更 (4) 期日前投票所の増設
	2 情報通信技術の活用	(1) 地図情報等のデジタル化推進 (固定資産評価用地図台帳、都市計画基本図、水道施設情報) (2) 公文書管理システムの電子化推進 (3) 電子申請、届出等行政手続のオンライン化推進 (4) 緊急情報提供システムの構築
	3 受益者負担の適正化	(1) 使用料の見直し (2) 手数料の見直し (3) その他負担の見直し
	4 組織の見直し	
	5 未収金対策の強化	
	6 補助金の見直し	
	7 時代の変化に対応するための事務事業改善	(1) 外部委託(アウトソーシング)内容の見直し (2) 外郭団体等の見直し (秦野市観光協会、秦野市中小企業振興公社、財産区) (3) 表彰制度の見直し (4) 交際費の見直し (5) ホームページへの企業広告掲載 (6) 入札制度の見直し (7) 公用車管理方式の見直し (8) 退職者報償の見直し (9) 職員表彰制度の見直し (10) 交通災害見舞金制度の廃止 (11) ふれあい運動会の見直し (12) 障害児者慰安激励会の廃止 (13) ひまわり作業所の見直し (14) 家族介護慰労事業見舞金の廃止

基本項目	個別項目
	(15) 寝たきり高齢者訪問理美容助成事業の廃止 (16) 高齢者等紙おむつ給付事業の見直し (17) 高齢者スポーツ広場設置助成事業の廃止 (18) 敬老会の見直し (19) 敬老祝金品贈呈事業の見直し (20) 親と子のつどい事業の廃止 (21) 生ごみ処理機購入費補助金交付事業の見直し (22) 剪定枝資源化推進事業の見直し (23) 消費者健全化推進員の廃止 (24) 伝統工芸育成事業の見直し (25) 中小企業振興・特別資金預託金制度の見直し (26) 木造住宅耐震診断事業の廃止 (27) 私立幼稚園助成制度の見直し (28) 中学校選択制の導入 (29) 市民体育祭の見直し (30) スポーツ指導者育成事業の見直し (31) 文化会館施設管理業務の見直し (32) 水道料金納付書送付方法の見直し (33) 健康家庭及び健康老人表彰制度の廃止 (34) 介護保険パンフレットへの広告掲載

6 改革の内容

(1) 民間委託推進による業務改革

ア 指定管理者制度の導入

《現状と課題》

本市では、効果的、効率的に施設運営を行うため、地方自治法第244条の2の規定に基づく管理委託制度を活用し、一部の公の施設の管理を公共的団体等に委託しています。

しかし、地方自治法が改正され、管理委託制度に代わって、新たに指定管理者制度が創設されました。この制度は、民間の有するノウハウを活用することにより、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を目的としたものです。

そこで、今日の多様化する市民ニーズに一層効果的、効率的に対応するため、指定管理者制度の導入を検討する必要があります。

指定管理者制度とは

これまでの管理主体を公共的団体、市の出資法人等に限定していた管理委託制度に代わり、平成15（2003）年9月2日に施行された改正地方自治法において、指定管理者制度が導入され、公の施設の管理運営主体が株式会社を含めた民間にも拡大されました。

なお、地方自治法改正前の管理委託制度に基づき管理を委託している施設については、改正法施行後3年間は、従来の管理委託制度を引き続きとることができる旨の経過措置が設けられています。

【改革の内容】

次の施設に指定管理者制度を導入します。

広畠ふれあいプラザ

平成18年度実施

広畠ふれあいプラザとは

広畠ふれあいプラザは、介護保険制度がスタートした平成12（2000）年に高齢者の健康増進と介護予防を目的に、広畠小学校の空き教室を活用して開設しました。この施設は、設置当初から利用者が主体的に参加し、地域と連携した活動ができるように運営方法を工夫実践している施設です。

総合体育館

中央運動公園

中央こども公園

おおね公園

立野緑地庭球場

平成18年度実施

現在の管理体制は

現在、総合体育館等の上記施設は、改正前の地方自治法の規定に基づき施設の管理を公益法人に委託しています。

サンライフ鶴巻

平成18年度実施

サンライフ鶴巻とは

サンライフ鶴巻は、市民の健康づくり、体力つくりのための施設です。

イ 業務の民間委託化

《現状と課題》

地方自治法第2条第14項に「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない。」と地方公共団体における事務処理の原則が規定されています。

現在、本市においては、この事務処理原則を踏まえ、コンピュータの各種システムの管理、大規模施設の設計、公共施設の警備・清掃、ごみ収集業務（不燃物等）等を民間に委託しています。

このような民間委託（アウトソーシング）の目的は、単にコスト削減による効率的な経営を目的とするばかりでなく、拡大している行政サービスの一部を民間の専門的機能に任せることにより、質の高いサービスを提供するとともに、行政の中核的業務に限られた経営資源（人、物、財源）を集中し、簡素で効果的、効率的な行財政運営を行うことがあります。

今後も、効率化、市民サービスの向上等を図る観点から業務の民間委託の推進を検討する必要があります。

【改革の内容】

定型的業務、専門的業務、業務量が時期的に集中するなど常時一定の職員を配置する必要がない業務等で、サービスの質が維持又は向上し、経費の節減を図ることができる次の業務を民間に委託します。

害虫駆除業務

平成16年4月実施

公共施設の樹木に発生する毛虫等衛生害虫の駆除業務を委託します。

保健福祉センター管理業務

平成17年度実施

保健福祉の増進を目的とする総合的な施設です。会議室の貸出し等の業務を委託します。

電話交換業務

平成17年度実施

交換業務を委託し、併せてダイヤルイン方式を導入します。

自動車運転業務

平成17年度実施

専門職員が運転する公用車を順次廃車し、タクシー等を活用するとともに、平成21年度以降に大型バスの運行を委託します。

保育園給食調理業務

平成17年度実施

安全性の確保や衛生管理に充分配慮した上で、平成17年度に1園、平成20年度に1園、平成21年度以降に残る3園を順次委託します。

道路維持補修業務**平成17年度実施**

市道補修業務について、平成17年度に一部の地区を、平成18年度に全地区を委託します。

小学校給食調理業務**平成17年度実施**

自校調理方式を継続し、安全性の確保や衛生管理に充分配慮した上で、平成17年度に2校を委託しその結果を検証するとともに、現行の直営方式の見直しと併せて、平成19年度以降の実施計画を別途策定します。

公民館業務員業務**平成17年度実施**

清掃、夜間の管理等を常駐職員による業務体制で実施している公民館について、他館と同様に委託します。

ごみ収集業務

(可燃物、容器包装プラスチック)

平成18年度実施

平成18年度に30収集区域のうち10収集区域を、平成21年度以降に残る区域を段階的に委託します。なお、平成17年度から2人乗車（現行3人）への移行を先行実施します。（資源物、不燃物、粗大ごみの収集運搬は委託済み。）

水道管管路管理業務**平成18年度実施**

水道本管等の水道施設及び量水器までの給水管の維持補修業務を委託します。

学校業務員業務**平成18年度実施**

平成18年度に中学校2校を、平成20年度までには全体で中学校4校を委託します。平成21年度以降に残る中学校5校、小学校13校を順次委託します。

図書館受付等業務**平成18年度実施**

窓口業務等を委託します。

車両整備業務**平成19年度実施**

民間への外注方式とします。

(2) 施設使用制度改革

《現状と課題》

行政需要の多様化に伴い、公の施設の種類も多種多様化しています。しかし、それぞれの施設の設置目的や歴史的な背景の違いなどにより、施設使用に当たっては、有料の施設と無料の施設が混在しています。

一方、市民一人ひとりの価値観や生活形態は異なりますので、公の施設は全ての市民が平等に利用しているのではなく、施設を利用する市民と利用しない市民がいます。また、利用したくとも利用希望者が複数の場合は、利用できないこともあります。

そのため、公の施設利用という受益を受ける市民と受けない市民との公平性の観点から、公の施設使用料の在り方を見直す必要があります。

【改革の内容】

現在無料となっている次の施設を有料化します。

平成17年7月実施（学校開放施設は、平成18年度）

※ 平成16年市議会第4回定例会において関係改正議案が可決されています。

施設名	設置目的	主な貸室の使用料（1団体1時間につき）	
公民館	生涯学習の場	南、北、渋沢、本町、南が丘、堀川公民館の大会議室	600円
		西、上、大根、東、鶴巻公民館のホール又は大会議室	400円
		会議室、和室等その他の室	200円
		ホール又は大会議室の個人による卓球での使用(1台/1時間)	200円
青少年会館	青少年の健全育成を図る場	集会室	600円
		会合室、音楽室等その他の室	200円
		集会室の個人による卓球での使用(1台/1時間)	200円
ほうらい会館	社会福祉法に規定する障保事業を行う場	生活改善室、和室、会議室、集会室、小会議室	200円
中野健康センター	健康の保持増進、ふれあいの場	多目的室、和室	400円
		コミュニティ保育室を多目的室とあわせて使用する場合に次の額を加算	100円 加算
曲松児童センター	児童の健全育成、児童と地域住民との交流の場	会議室、和室	200円
		調理室を会議室等とあわせて使用する場合に次の額を加算	100円 加算

施設名	設置目的	主な貸室の使用料（1団体1時間につき）	
里山ふれ あいセン ター	地域林業者の活動促進、森林・林業に対する理解を深める場	研修室	200円
		木工実習室(1回/1人)	200円
学校開放施設	生涯学習・スポーツの場	学校体育館、格技室	平成18年度実施のため未定

※ 青少年会館、ほうらい会館、曲松児童センターは施設の設置目的と異なった使用に限り有料とします。

※ 社会的便益性が高い目的で施設を利用する場合は、使用料を減免します。

使用料の基本的な考え方

[使用料の基本的な考え方]

使用料は、公の施設の利用に対し、その対価として支払われるものであり、その施設の管理運営費に充てられます。また、公の施設の運営は利潤を追求することが目的ではありません。

そのため、使用料はその施設の管理運営に係る経費を賄うに足ることをもって限度とすべきであると考えます。

そこで、使用料算定に当たっては、施設の管理運営費を基礎数値とし、その一定の割合を使用料として施設を利用する市民に受益に応じた負担をしていただくこととした。

[使用料算定に当たっての基礎数値である管理運営費]

施設の管理運営費には、市が実施する事業に係る経費等のように施設の貸出業務とは関係のない経費が含まれています。そのため、管理運営費のすべてを使用料算定の基礎数値として施設利用者の負担とすることは、合理的ではありません。

そこで、人件費(一部を除く。)、市が実施する事業に係る経費、大規模修繕費等を除いた管理運営費を使用料算定の基礎数値としました。

[利用者負担割合の考え方]

公の施設であることを考慮し、上記の管理運営費を利用者の使用料と税で2分の1ずつ負担するという方法により使用料を算出しました。(里山ふれあいセンターは、ボランティアによる里山保全活動を推進するための拠点施設でもあり、その促進のため利用者負担割合を3分の1としました。)

(3) 幼稚園・保育園改革

《現状と課題》

1 少子化に伴う乳幼児数の減少

本市の合計特殊出生率は低下傾向にあり、平成14（2002）年1.17、平成15（2003）年1.10となっています。この数値は、国の平成14年1.32、平成15年1.29を下回っています。この結果、小学校就学前の乳幼児数（0～5歳児）は減少の一途をたどっており、いわゆる第二次ベビーブーム世代が、幼稚園就園年齢を迎えると、本市の公立幼稚園園児数がピークであった昭和54（1979）年は13,644人（人口統計調査）でしたが、平成16（2004）年は8,668人（同）であり、63.5パーセントに減少しています。

2 保育ニーズの多様化に伴う園児数の変化

女性就業率の上昇や核家族化の進行により、保育ニーズが増大、多様化しています。特に、保育園への入園希望が増加しており、公私立保育園園児数（0～5歳児）は、昭和54年は955人でしたが、平成16年は1,559人であり、163.2パーセントに増加しています。

その一方で、公立幼稚園園児数（4～5歳児）は、ピーク時である昭和54年は4,097人でしたが、平成16年は1,652人であり、40.3パーセントに減少しています。

この傾向は、今後も続くものと予測され、平成20（2008）年には、公私立保育園園児数は1,690人に増加し、一方、公立幼稚園園児数は1,480人に減少すると見込まれています。

園児数の推移

単位：人

区分		昭和54年	平成16年	平成20年
公立幼稚園	4・5歳児数	4,097	1,652	1,480
	（0～5歳の園児数）	(4,097)	(1,652)	(1,480)
公私立保育園	4・5歳児数	403	665	700
	（0～5歳の園児数）	(955)	(1,559)	(1,690)
私立幼稚園	4・5歳児数	249	584	580
	（0～5歳の園児数）	(277)	(794)	(790)
その他	4・5歳児数	270	106	50
	（0～5歳の乳幼児数）	(8,315)	(4,663)	(4,630)
合計	4・5歳児数	5,019	3,007	2,810
	（0～5歳の乳幼児数）	(13,644)	(8,668)	(8,590)

3 幼稚園余裕教室の有効活用と保育園待機児童の解消

公立幼稚園は、かつて14園全体で123教室を有していました。しかし、園児数の減少に伴い、通常のクラスとして利用していないいわゆる余裕教室が増加したため、既に保育園との一体的利用や子育て支援のために19教室を有効活用しています。

現在は、これらを除く 104 教室のうち、42.3 パーセント（44 教室）が余裕教室となっており、施設の有効活用や多様なニーズに対応した弾力的な運営など抜本的な見直しが必要となっています。

一方、保育園需要の増加に対しては、平成 10（1998）年度から平成 15 年度までに民間の協力も得て新たに 380 人の定員が確保されたことにより、いわゆる待機児童は平成 16 年 4 月 1 日現在 32 人（前年 102 人）に減少しています。しかし、年度途中に増加する傾向があり、様々な生活形態に見合った解消策を検討する必要があります。

4 小学校教育との連携

近年、幼稚園や小学校において、基本的な生活習慣が身に付いていない、人とのかかわりが苦手である、自制心、規範意識が十分に育っていないなどの状況が、従来に増して多く見受けられるようになりました。特に、教育環境が大きく変化する小学校 1 年生では、その傾向が強く、学習に集中できない、話が聞けずに授業が成立しないなどの状況が顕在化しています。

秦野教育懇談会から「子どもは、幼稚園から小学校、小学校から中学校へと学ぶ内容や環境が大きく変化するなかで成長していきます。その変化が子どもに与える負担は、いわゆる『小 1 プロブレム』、『中 1 ギャップ』といわれるほど大きく影響し、その『接続』をスムーズに行うことは、重要な教育課題です。」との提言を受け、平成 16 年 3 月に教育委員会で策定した「はだの子ども教育プラン」の中で、幼児教育と小学校の連携を密にした教育の推進を重要課題として位置付けています。

幼児の発達や学びの連續性を確保するため、遊びを通して学ぶ幼児期の教育から、教科学習を中心の小学校以降の教育活動への円滑な移行を図る必要があります。

《幼稚園・保育園改革の基本的な考え方》

1 就学前の教育・保育の充実

全ての就学前児童を総合的に育むという視点に立ち、幼児教育の充実、子育て家庭への支援を図るとともに、建設年数の経過している公立保育園の保育環境を充実するため、幼稚園・保育園の一体的な施設及び幼稚園・保育園機能を兼ね備えた総合施設の設置を推進します。

2 幼児教育と小学校の連携強化

各小学校区に公立幼稚園を設置している本市の教育環境を踏まえ、より良い学びや成長を促す教育環境とするため、幼稚園と小学校の施設一体化に取り組みます。

【改革の内容】

1 幼稚園・保育園の一体化

幼稚園施設を活用し、次の施設の一体化を図るとともに、幼稚園定員を見直します。

ひろはた幼稚園と広畠保育園

平成16年10月実施

すえひろ幼稚園と本町保育園

平成19年度実施

つるまきだい幼稚園と鶴巻保育園

平成19年度実施

※ 幼保一体化園及びみなみがおか幼稚園は、将来、「総合施設」への移行を図ります。

2 幼稚園・小学校の一体化

小学校施設を活用し、次の施設の一体化を図るとともに、幼稚園定員を見直します。

大根幼稚園と大根小学校

西幼稚園と西小学校

平成20年度実施

※ 幼小一体化の実践結果を踏まえ、他の幼稚園についても、将来、小学校との一体化を図ります。

幼保一体化の取り組みは

市では、平成11（1999）年10月にみどり幼稚園の余裕教室を活用した鈴張保育園の開設により、幼保一体的利用をスタートしました。この取り組みは、保育園の待機児童の解消や施設の有効活用だけでなく、幼児にとっては異年齢の子どもとの交流を通じて思いやりの心などを育むことができ、また、教諭、保育士や保護者にとってもお互いを理解することで、保育の幅や交流の輪が広がってきています。

この実績を踏まえ、平成16年10月にはひろはた幼稚園に広畠保育園を移転し、一括の利用を図るとともに、旧広畠保育園を公設民営の保育園として開設しました。

総合施設とは

「総合施設」とは幼稚園、保育園、子育て支援の3つの機能を併せ持った新たな施設です。

幼稚園は、学校教育法に基づき幼児を対象とした教育を行う学校であり、保育園は、児童福祉法に基づき乳幼児を対象に家庭の保護者に代わって保育を行う児童福祉施設です。そのため、対象年齢、教育・保育時間、保育料等も異なっています。

しかし、社会構造や就業構造等の変化により、新しい幼児育成のための体制づくりが求められるようになりました。そこで、国において就学前の教育・保育を一体として捉えた新たな施設として総合施設が考えられています。

国では、平成17（2005）年度に全国30か所のモデル事業を経て、平成18（2006）年度から本格的な実施が予定されています。

(4) 職員改革

ア 職員数の見直し

《現状と課題》

本市の職員数は、かつての人口急増や社会環境の変化に伴い、増大、多様化、高度化する行政需要を背景に、特に、福祉、消防関係職員を中心に増加した経緯があり、ピーク時の平成9（1997）年度には1,245人に達しました。

このように、行政需要に適切に対応するためには、一定の職員数が必要ですが、一方では職員数の増加は、経常的経費である人件費を増大させる最大の要因となります。そこで、本市では業務の民間委託を推進するための新規採用職員の抑制や非常勤職員の活用などにより、職員数の削減に努めてきました。

この結果、平成10（1998）年度から15（2003）年度までに31人を削減するとともに、平成16（2004）年度は専門的な職種である保健師、保育士、幼稚園教諭、消防職を除き、職員の新規採用を行わなかったことなどにより29人を削減しました。

今後も、民間委託の推進、組織・定員の見直し等により、職員数の削減に努めます。

【改革の内容】

平成20（2008）年度までに職員数を100人削減します。

1,214人（平成15年4月1日現在）⇒1,114人（平成20年4月1日）

《内訳》

民間委託の推進によるもの (指定管理者制度の導入を含む)	49人
組織・定員の見直しによるもの	51人

職員定数は

「秦野市職員定数条例」及び「秦野市議会事務局職員の定数条例」で規定している職員定数は1,284人ですが、平成15年4月1日現在の実人員は1,214人ですので70人の減員となっています。

イ 人事給与制度の見直し

《現状と課題》

これまで職員数の削減や給料、期末勤勉手当の減額、事務処理方法の工夫による時間外勤務手当の削減など職員給与費の抑制に努めてきました。その結果、人件費は平成11（1999）年度をピークに減少傾向にあります。

しかし、人件費は経常的経費で、財政運営に与える影響は小さくありません。また、職員給与は職員の労働者としての権利を尊重しつつも、市民の理解と納得が得られるものでなくてはなりません。

そのため、職員の給与制度については、常に様々な角度から見直しを行う必要があります。

特殊勤務手当の見直し

平成17年度実施

【改革の内容】

15手当のうち、9手当を廃止し、5手当を見直します。

廃止する手当

バス運転手当、清掃等作業手当、現場作業手当、機関員手当、高所及び深所作業手当、滞納整理等従事手当、用地買収等交渉手当、災害応急等作業手当、塩素滅菌手当

見直しする手当

社会福祉手当、行旅死病人等処置手当、火災及び救急業務出動手当、防疫等作業手当、公害調査等手当

現状のままの手当

死畜処理作業手当

特殊勤務手当とは

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務等に従事した場合に支給しています。

これまでその実態を精査し、労働環境の変化等に応じて業務の特殊性が薄れているものについては廃止してきましたが、社会経済情勢の変化を踏まえ、一層適正化を図ります。

高齢層職員の昇給停止年齢の引下げ

平成18年度実施

【改革の内容】

昇給停止年齢を55歳に引き下げます。

引下げの視点

民間企業では、給与体系を能力・実績重視の方向へ転換することの一環として、高年齢従業員の賃金水準を抑制し、若年・中堅層従業員に対し重点的な賃金配分を行っています。

国においても、このような観点から、いわゆる非現業職員については55歳、現業職員については57歳での昇給停止措置を講じています（平成11年4月1日から実施）。

本市では、非現業職員は58歳、現業職員は60歳としてきた従来の昇給停止年齢について、平成16（2004）年度から現業・非現業職員ともに58歳としました。

勤勉手当の適正化

平成17年度実施

【改革の内容】

人事評価制度を推進し、評価結果を勤勉手当に的確に反映させます。

勤勉手当とは

勤勉手当は、民間における賞与等の特別給のうち成績査定分に相当する手当です。

このような趣旨から、本手当の支給に当たっては、職員の勤務成績を適正に評価し支給する必要があります。

国においても、公務員制度改革の中で、実績や成果を適切に反映した人事評価制度を導入する方向にあります。

管理職員特別勤務手当の廃止

平成16年4月実施

※ 平成16年市議会第1回定例会において関係改正議案が可決されています。

【改革の内容】

廃止します。

管理職員特別勤務手当とは

管理職員特別勤務手当は、管理職員が休日等に勤務した場合に支給する手当です。

しかし、管理職員に対しては、その職務の特殊性を考慮した管理職手当を別に支給していますので、この手当を廃止しました。

ウ 旅費の見直し

《現状と課題》

職員が出張した際の手当については、出張先までの交通費の他に出張区域、役職に応じて日当を支給し、また、外国に出張する場合は期間に応じて支度料を支給しています。

しかし、これらの手当については、交通事情の向上、外国旅行の一般化などから、必要性が低くなっています。見直しを行う必要があります。

日当の廃止

平成18年度実施

【改革の内容】

廃止します。

日当とは

日当は、出張中の昼食費、通信費、目的地である地域内を巡回する場合の交通費等を賄うための旅費として支給しています。

支度料の廃止

平成17年度実施

【改革の内容】

廃止します。

支度料とは

支度料は、旅券の取得など渡航準備のために必要な経費を賄うため、旅費の一部として支給しています。

エ 勤務時間の見直し

《現状と課題》

現在、常勤職員の勤務時間は、原則午前8時30分から午後5時までの1日7時間45分です。(正午から午後0時45分までは休憩時間)

しかし、行政需要が増大している状況の中で、限られた人的資源や財源により一層効率的な行財政運営を行うことが必要となっています。そのため、勤務時間の在り方を見直す必要があります。

【改革の内容】 平成17年度実施

勤務時間を原則午前8時30分から午後5時15分までの1日8時間とします。

才 職員の意識改革と人材育成

《現状と課題》

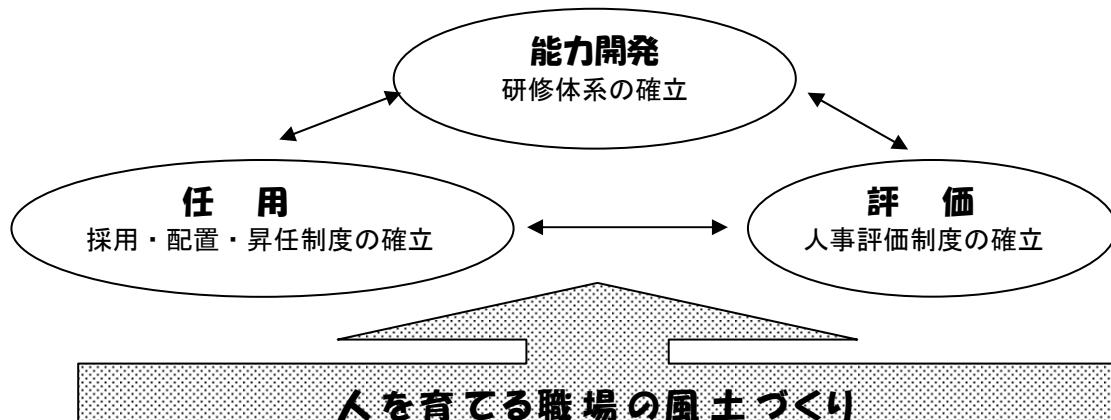
これまで職員研修の充実などにより職員の意識改革や資質向上を図り、「幅広い視野を持ち、市民の目線で自ら考え、責任を持って行動する職員」の育成に努めてきました。

しかし、限られた人的資源で、環境の変化や多様化する市民ニーズに的確に応えるためには、本来、職員が持っている意欲や能力を最大限に引き出し、その力を組織力として発揮できるよう、これまで以上に人材育成に取り組む必要があります。

【改革の内容】 平成17年1月実施

まちづくりの担い手となる人材を、継続的、体系的、そして総合的に育成し、活用していくための指針として、「秦野市職員づくり基本方針」を策定し、その方針に基づく具体的な施策を順次展開することにより、職員の意識改革や資質の向上を図ります。

秦野市職員づくり基本方針の体系図



(5) 一般施策改革

本市の行財政改革は以上の4項目を柱としていますが、市民ニーズや社会経済情勢等の変化に的確に対応した持続可能な行財政運営を行うためには、上記の項目に限らず、全ての施策、事業の細部にわたっての見直しが必要です。

そこで、上記以外の項目についても全庁を挙げて恒常に見直しを実施していきますが、その主なものは次のとおりです。

ア 市民サービスの改善

(ア) ホームページによる情報提供の充実

監査情報、各種統計情報等、ホームページによる情報提供の充実を図り、行財政運営の透明性をより一層高めます。

(イ) 広域情報の提供

「広報はだの」により、近隣自治体のイベント情報等を提供します。

(ウ) 図書館開館時間の変更

開館時間を午前9時30分から午前9時に変更し、利用者の利便性を高めます。

(エ) 期日前投票所の増設

現在、選挙における期日前投票所の設置数は、市内1か所（市役所）ですが、市民の利便向上を図るため、新たに大根、西地区にそれぞれ1か所設置します。

イ 情報通信技術の活用

(ア) 地図情報等のデジタル化推進

地図情報等をデジタル化することにより、事務処理の効率化を図ります。

(イ) 公文書管理システムの電子化推進

公文書管理システムを電子化することにより、事務処理の効率化を図ります。

(ウ) 電子申請、届出等行政手続のオンライン化推進

インターネットを使って自宅等から申請や届出ができる電子申請を推進し、利便性を高めます。

(エ) 緊急情報提供システムの構築

災害時や防犯対策として、必要な情報を、携帯電話等に正確・迅速に提供するシステムを構築し、安全と安心の確保に努めます。

ウ 受益者負担の適正化

(ア) 使用料の見直し

市の施設の使用等に対して負担をしていただく使用料について、長期にわたり見直しをしていないものがあり、また、使用料算定の新たな方針を定めたことから、全ての使用料を検証し、必要に応じて見直します。

(イ) 手数料の見直し

各種行政事務に対して負担をしていただく手数料について、現在の手数料が、その事務に要する経費とかい離しているものがあることから、全ての手数料を検証し、必要に応じて見直します。

(ウ) その他負担の見直し

その他の負担についても、受益と負担等を検証し、必要に応じて見直します。

工 組織の見直し

本市では、これまで社会環境の変化や新たな行政需要に適切に対応するため、組織の見直しを図ってきました。

今後も、引き続き地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な執行体制の確立に向けて、組織や定員を見直します。

今までの取組は

平成16（2004）年4月には、市民の安全で安心した暮らしのため、防災課及び地域安全課を班体制から課体制へと改めるなど、重要課題に対応するための組織の充実を図る一方で、効率的な組織運営を行うため、課及び班の整理統合を行っています。

オ 未収金対策の強化

市税等の滞納額を縮減することは、歳入を確保するためばかりではなく、納税者間の公平性を確保し、市政への信頼性を高めるためにも不可欠なことです。

そこで、徴収率の目標数値を定め、未収金対策を強化します。

◎市税

	【徴収率(過去3か年平均)】	【目標数値】
・現年課税分	97.7%	⇒ 98.5%
・滞納繰越分	11.1%	⇒ 15.0%

◎国民健康保険税

	【徴収率(過去3か年平均)】	【目標数値】
・現年課税分	90.9%	⇒ 93.0%
・滞納繰越分	11.5%	⇒ 15.0%

※ その他、介護保険料、水道料金等についても徴収率の目標数値を定め、未収金の減少に努めます。

今までの取組は

平成15（2003）年度末現在未収金の額は、市税が約27億円、国民健康保険税が約16億円、その他の未収金が約6億円で、その総額は約49億円になります。

平成16（2004）年度各会計予算の総額は約801億円ですので、未収金額はその6.1パーセントに当たります。そこで、これまで滞納整理事務に係る組織強化、休日や夜間における特別滞納整理、日曜日における納税相談窓口の開設等を行い、未収金の減少に努めてきました。

カ 補助金の見直し

補助金は、団体等に対して、公益上の必要がある場合に、その活動を補助、奨励し、その運営を支援するため交付するものです。

しかし、その額は漸増する傾向にあり、効果性、妥当性等の観点から抜本的な見直しをします。

見直しの方法は

補助金の在り方を検討するため、平成16（2004）年度に学識経験者等で構成する補助金検討委員会を設置し、その検討結果が同年9月に報告書として提出されました。この報告書を踏まえて、見直しを行います。

キ 時代の変化に対応するための事務事業改善

改 革 項 目	
1	外部委託（アウトソーシング）内容の見直し
2	外郭団体等の見直し(秦野市観光協会、秦野市中小企業振興公社、財産区)
3	表彰制度の見直し
4	交際費の見直し
5	ホームページへの企業広告掲載
6	入札制度の見直し
7	公用車管理方式の見直し
8	退職者報償の見直し
9	職員表彰制度の見直し
10	交通災害見舞金制度の廃止
11	ふれあい運動会の見直し
12	障害児者慰安激励会の廃止
13	ひまわり作業所の見直し
14	家族介護慰労事業見舞金の廃止
15	寝たきり高齢者訪問理美容助成事業の廃止
16	高齢者等紙おむつ給付事業の見直し
17	高齢者スポーツ広場設置助成事業の廃止
18	敬老会の見直し
19	敬老祝金品贈呈事業の見直し
20	親と子のつどい事業の廃止
21	生ごみ処理機購入費補助金交付事業の見直し
22	剪定枝資源化推進事業の見直し
23	消費者健全化推進員の廃止
24	伝統工芸育成事業の見直し
25	中小企業振興・特別資金預託金制度の見直し
26	木造住宅耐震診断事業の廃止
27	私立幼稚園助成制度の見直し
28	中学校選択制の導入
29	市民体育祭の見直し
30	スポーツ指導者育成事業の見直し
31	文化会館施設管理業務の見直し
32	水道料金納付書送付方法の見直し
33	健康家庭及び健康老人表彰制度の廃止
34	介護保険パンフレットへの広告掲載

7 改革に伴う財政効果

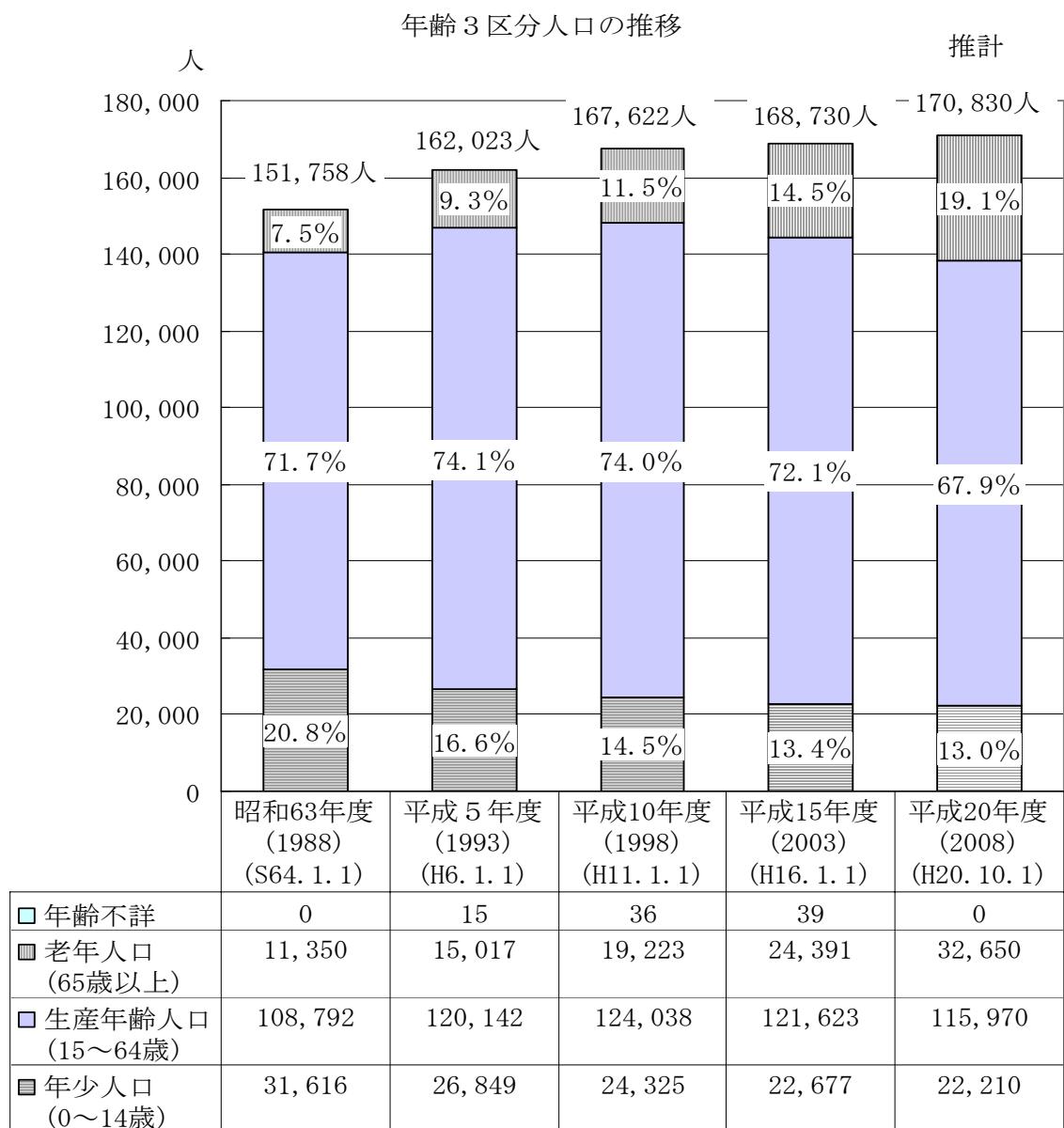
平成20（2008）年度までの改革効果額	
改革項目	改革効果額
民間委託推進による業務改革（P8～10）	3億8千万円
施設使用制度改革（P11～12）	8千万円
幼稚園・保育園改革（P13～15）	6億4千万円
職員改革（P16～19）	15億2千万円
一般施策改革（P20～22）	6億9千万円
合 計	33億1千万円

改革効果額の内訳は

内 訳	改革効果額
削減による効果額	24億5千万円
歳入増による効果額	5億3千万円
新たな投資の抑制となる効果額 (保育園新設、建替え経費)	6億1千万円
サービス向上に伴う歳出増、歳入減	△2億8千万円
合 計	33億1千万円

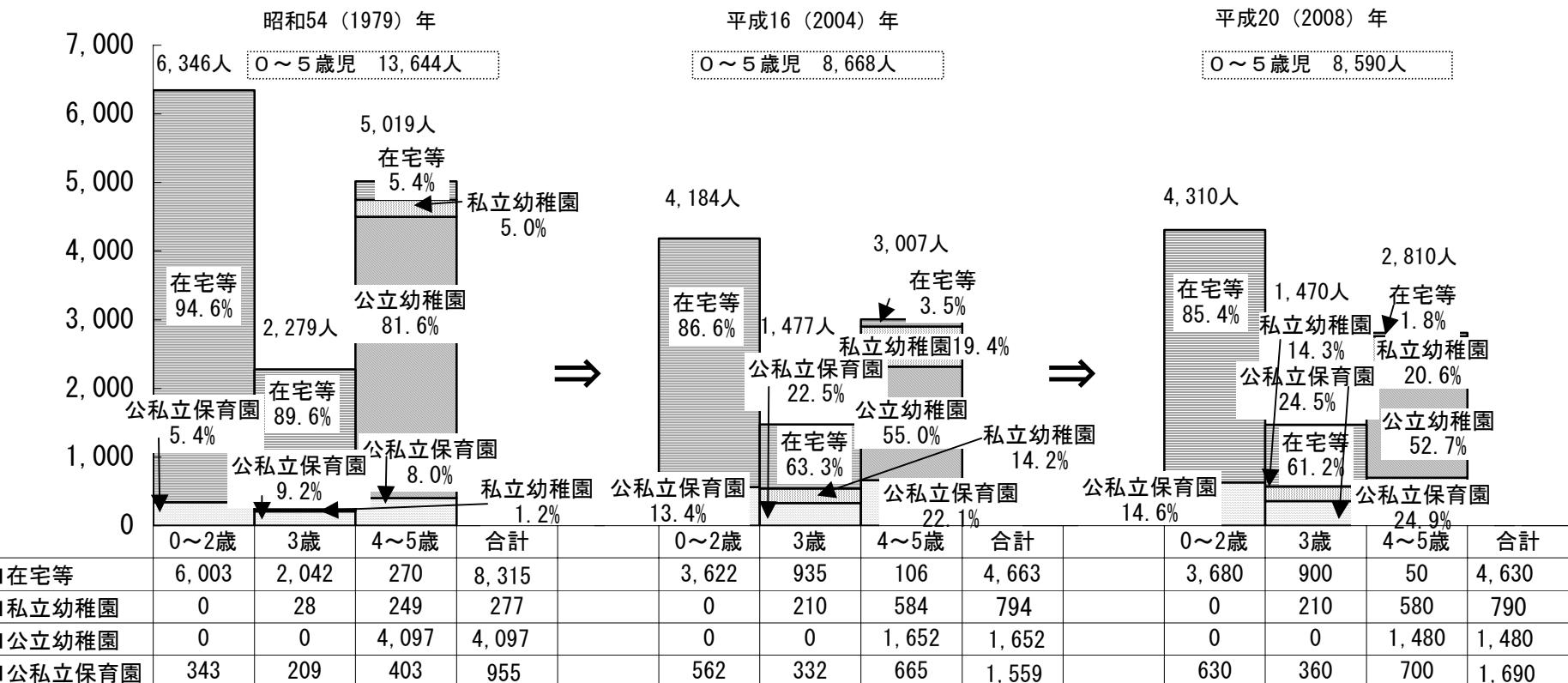
[参考資料]

1 人口の推移



※ 各年度1月1日現在、ただし平成20年度は10月1日。年齢別人口統計調査結果

2 乳幼児数等の推移



昭和54(1979)年

- ・0～5歳人口は、1月1日(人口統計調査)
- ・公私立保育園園児数は、4月1日(統計要覧)
- ・公立幼稚園園児数は、5月1日(学校基本調査)
- ・私立幼稚園園児数は、5月1日(統計要覧)で市内外私立幼稚園に通っている児童数のみです。
- ・3～5歳児の在宅等とは、市外私立幼稚園に通っている市内児童が含まれています。

平成16(2004)年

- ・0～5歳人口は、1月1日(人口統計調査)
- ・公私立保育園園児数は、5月1日(児童福祉調査)
- ・公立幼稚園園児数は、5月1日(学校基本調査)
- ・私立幼稚園園児数は、5月1日(学校教育調査)で市内外の私立幼稚園に通っている児童数です。

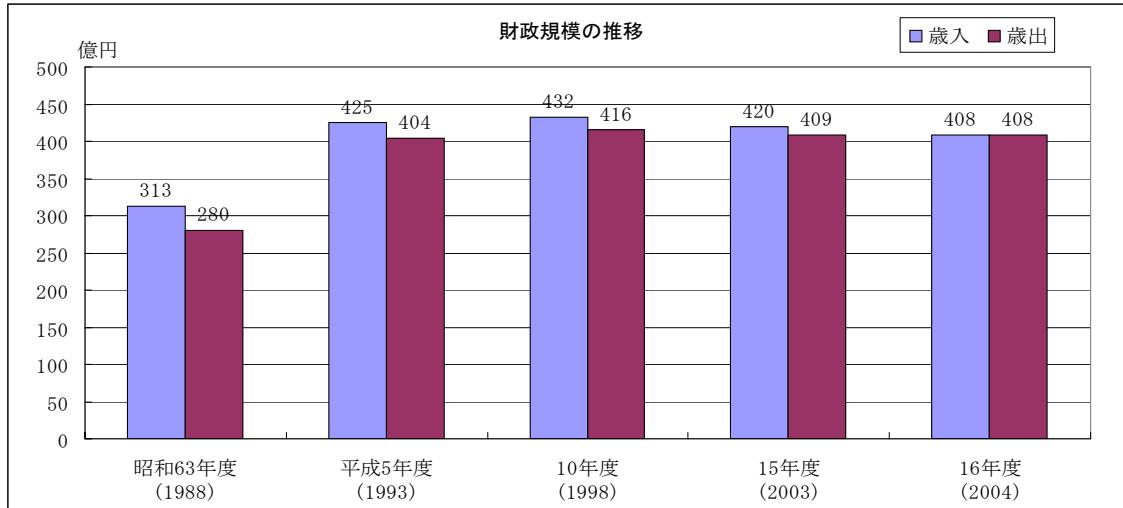
平成20(2008)年

- ・0～5歳人口は、10月1日(推計人口)
- ・私立幼稚園園児数は、平成16年度と同数と仮定

3 財政状況

※ 昭和63(1988)年度、平成5(1993)年度、10(1998)年度、15(2003)年度の数値は、普通会計決算数値、平成16(2004)年度は一般会計予算数値(ただし、減税補てん債借換分を除く)。

(財政規模の推移)

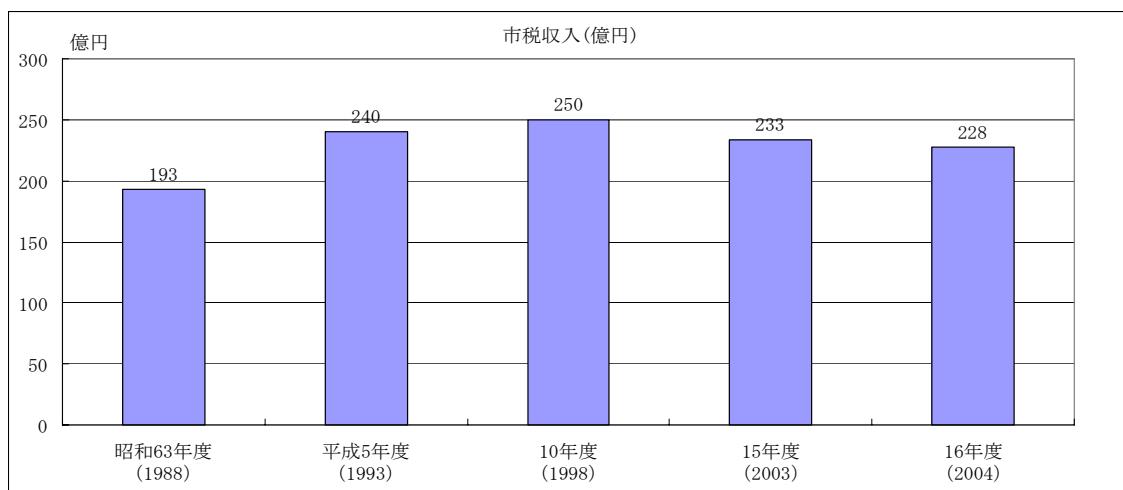


(歳入の推移)

区分	年度 区分		昭和63年度 (1988)		平成5年度 (1993)		10年度 (1998)		15年度 (2003)		16年度 (2004)				
	億円	構成比 (%)	億円	S63=100の場合の指数	構成比 (%)	億円	S63=100の場合の指数	構成比 (%)	億円	S63=100の場合の指数	構成比 (%)	億円	S63=100の場合の指数	構成比 (%)	
自主財源	市税	193	61.8	240	124.4	56.5	250	129.5	57.9	233	120.7	55.5	228	118.1	55.8
	その他	64	20.3	79	123.4	18.5	55	85.9	12.8	39	60.9	9.3	41	64.1	10.1
	小計	257	82.1	319	124.1	75.0	305	118.7	70.7	272	105.8	64.8	269	104.7	65.9
	地方交付税	1	0.5	2	200.0	0.4	2	200.0	0.5	2	200.0	0.5	2	200.0	0.6
依存財源	国・県支出金	36	11.5	56	155.6	13.3	59	163.9	13.7	66	183.3	15.7	65	180.6	15.8
	市債	8	2.6	26	325.0	6.2	39	487.5	9.0	47	587.5	11.1	36	450.0	8.8
	その他	11	3.3	22	200.0	5.1	27	245.5	6.1	33	300.0	7.9	36	327.3	8.9
	小計	56	17.9	106	189.3	25.0	127	226.8	29.3	148	264.3	35.2	139	248.2	34.1
合計		313	100.0	425	135.8	100.0	432	138.0	100.0	420	134.2	100.0	408	130.4	100.0

※ 構成比は千円単位の金額で、指数は億円単位の金額で算出しています。

(市税収入の推移)



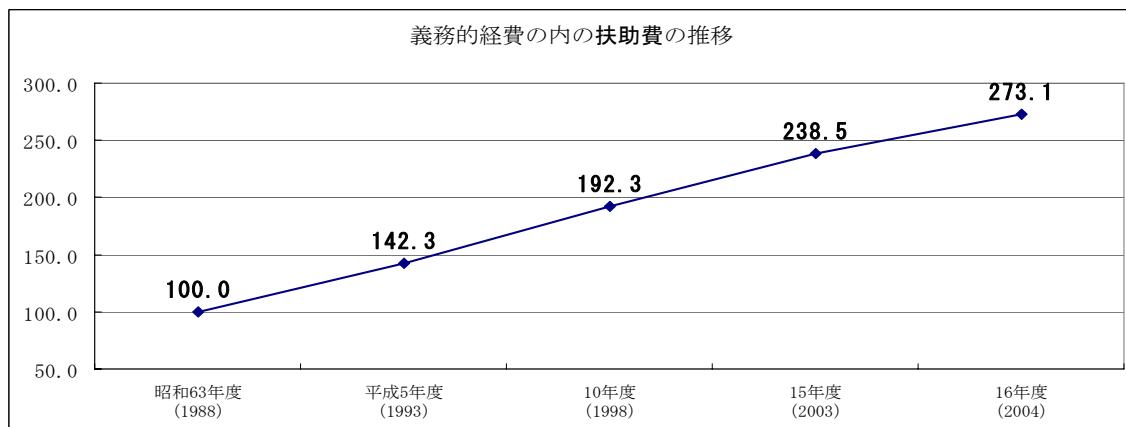
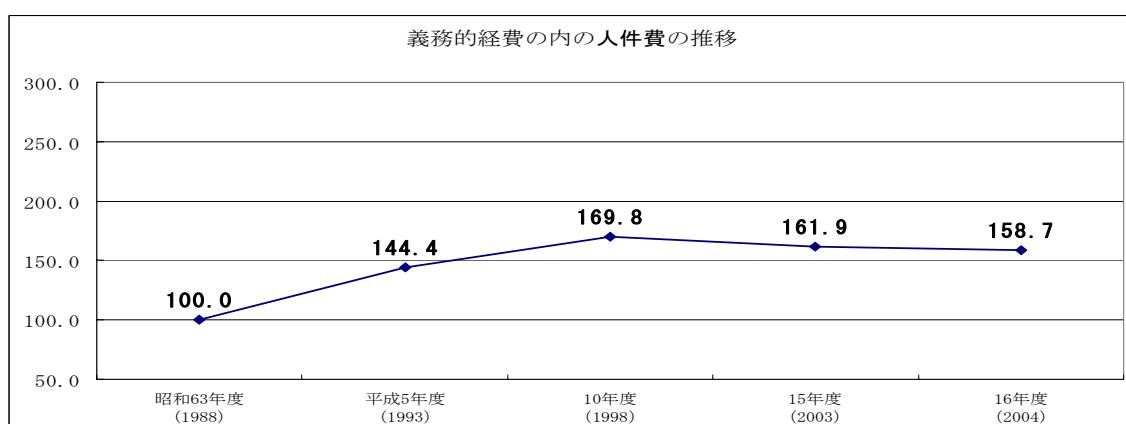
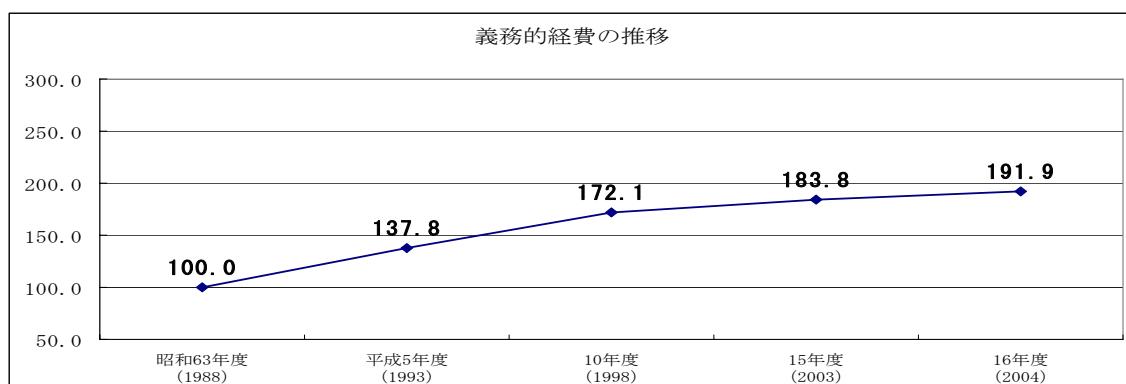
(歳出の推移)

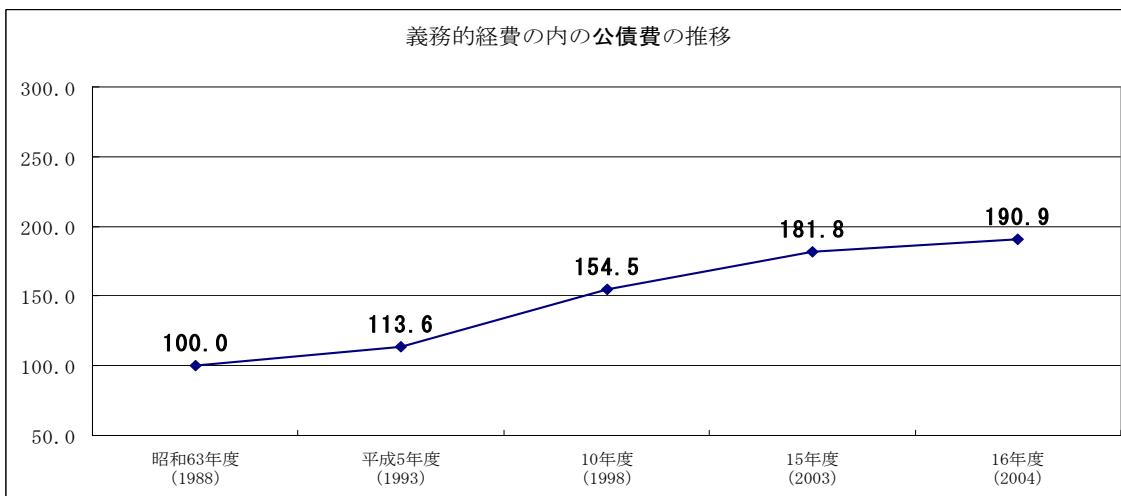
年度 区分	昭和63年度 (1988)		平成5年度 (1993)			10年度 (1998)			15年度 (2003)			16年度 (2004)		
	億円	構成比 (%)	億円	S63=100の場合の指数	構成比 (%)	億円	S63=100の場合の指数	構成比 (%)	億円	S63=100の場合の指数	構成比 (%)	億円	S63=100の場合の指数	構成比 (%)
義務的経費	111	39.7	153	137.8	38.0	191	172.1	45.8	204	183.8	49.7	213	191.9	52.2
人 件 費	63	22.6	91	144.4	22.6	107	169.8	25.8	102	161.9	25.0	100	158.7	24.5
扶 助 費	26	9.2	37	142.3	9.2	50	192.3	11.9	62	238.5	15.1	71	273.1	17.5
公 債 費	22	7.9	25	113.6	6.2	34	154.5	8.1	40	181.8	9.6	42	190.9	10.2
物件費等	51	18.2	85	166.7	21.0	75	147.1	18.1	80	156.9	19.7	78	152.9	19.2
普通建設事業費等	78	27.9	128	164.1	31.5	96	123.1	23.2	69	88.5	16.9	56	71.8	13.6
その他	40	14.2	38	95.0	9.5	54	135.0	12.9	56	140.0	13.7	61	152.5	15.0
合計	280	100.0	404	144.3	100.0	416	148.6	100.0	409	146.1	100.0	408	145.7	100.0

※ 構成比は千円単位の金額で、指數は億円単位の金額で算出しています。

(義務的経費の推移)

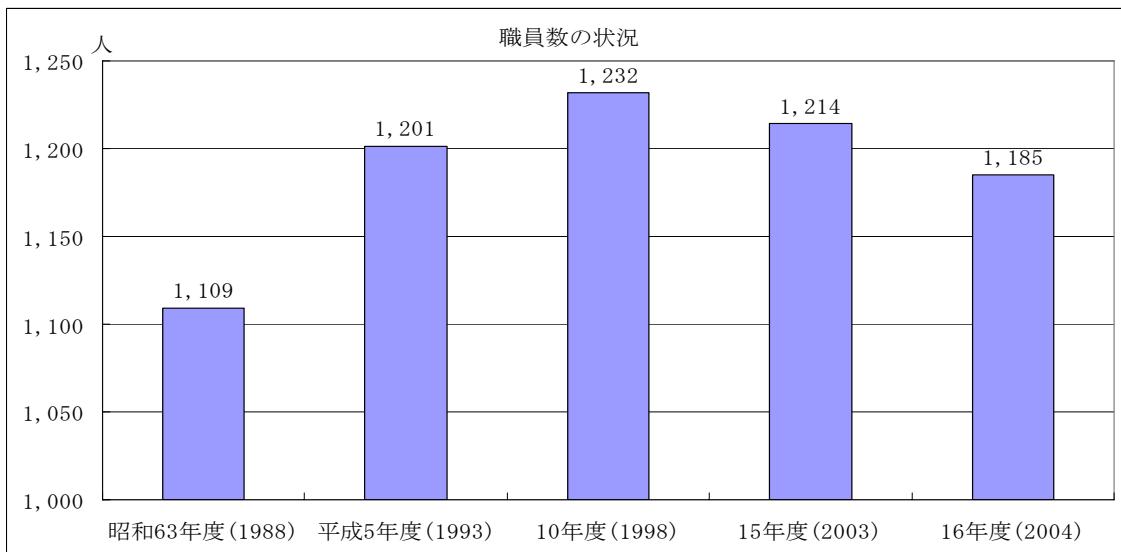
※ 昭和63年度を100とした場合の指數。



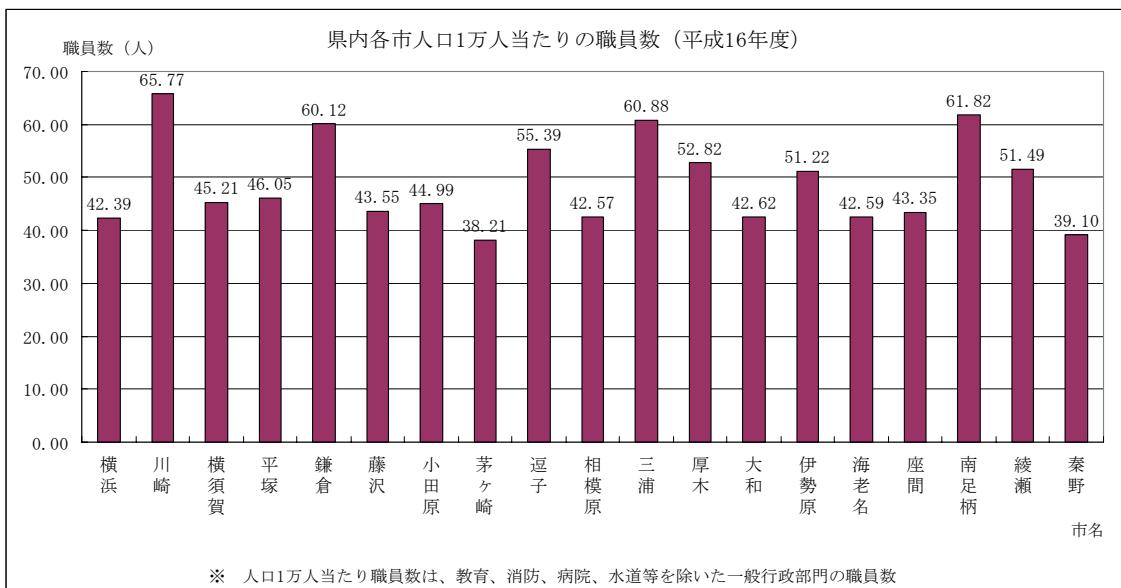


4 職員数の状況

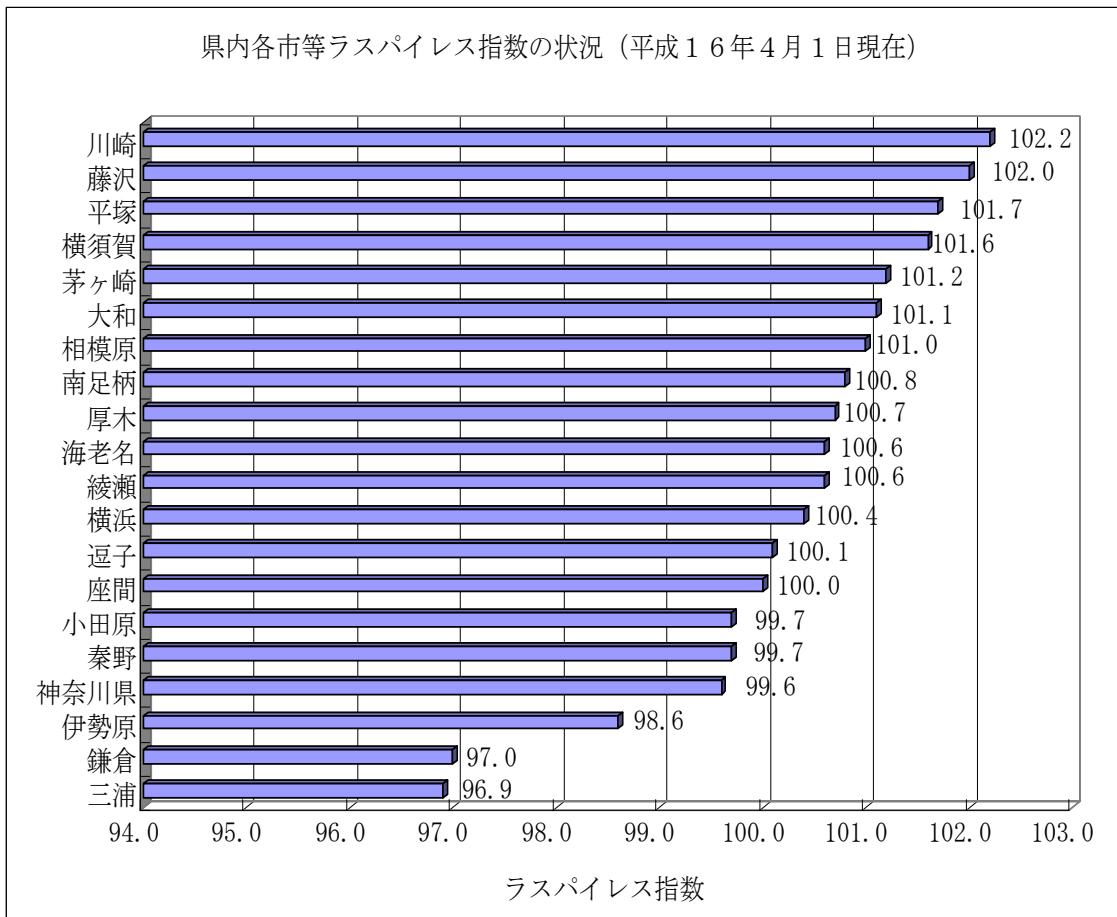
(1) 本市の職員数の状況



(2) 県内各市の職員数の比較



5 職員給与の状況



ラスパイレス指数とは

ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、一般行政職における学歴別、経験年数別に平均給与額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

6 はだの行革推進プラン策定の主な経過

平成14年 4月	行革担当設置
〃 8月	秦野市行財政調査会の設置及び諮問
平成15年 7月～ 8月	行革タウンミーティングの開催及び市民意識調査の実施
〃 9月	秦野市行財政調査会第1次答申提出
〃 10月～11月	地区別市政懇談会の開催
平成16年 7月	秦野市行財政調査会最終答申提出
〃 "	行革実行計画素案策定
〃 8月	行革市政懇談会の開催及び市民意識調査の実施
平成17年 4月	はだの行革推進プラン策定

7 秦野市行財政調査会について

地方分権時代に適った持続可能な行財政運営の確立を目指して、現在の行財政システムや制度を抜本的に見直すため、学識経験者や経営実務関係者10人の委員で構成する秦野市行財政調査会（会長 齊藤進 産能大学教授）を平成14（2002）年8月に設置しました。

(1) 秦野市行財政調査会の審議経過

行財政調査会

第1回 平成14年 8月 7日

- 1 委員の委嘱（10名）
- 2 正副会長選出
- 3 諮問

第2回 平成14年10月11日

本市の行財政運営の現状について

第3回 平成14年11月17日

行財政制度及び行財政運営に係る審議課題について

第4回 平成15年 9月 2日

第1次答申について

※ 第1次答申書提出 平成15年9月30日

第5回 平成16年 5月 28日

財政運営の在り方について

第6回 平成16年 6月 19日

財政運営の在り方について

第7回 平成16年 7月 5日

最終答申について

※ 答申書提出 平成16年 7月15日

行財政調査会小委員会

第1回 平成16年 1月29日

最終答申に向けた審議テーマについて

組織活性化専門部会

第1回 平成14年12月17日

- 1 正副委員長選出
- 2 審議課題について

第2回 平成15年 2月20日

現業業務に関する担当部局ヒアリング

第3回 平成15年 4月22日

- 1 組織、事務分掌等の現状について
- 2 民間活力の導入について

第4回 平成15年 4月30日

人事・給与制度について

第5回 平成15年 5月17日

民間活力の導入について

第6回 平成15年 5月27日

民間活力の導入について

第7回 平成15年 6月24日

人事・給与制度について

第8回 平成15年 7月 5日

人事・給与制度について

第9回 平成15年 8月26日

調査会への報告について

負担公平化専門部会

第1回 平成14年12月24日

- 1 正副委員長選出
- 2 審議課題について

第2回 平成15年 1月30日

公共施設の管理運営に関する担当部局ヒアリング

第3回 平成15年 4月 3日

- 1 公共施設の管理運営に関する担当部局ヒアリング
- 2 受益と負担の在り方について

第4回 平成15年 4月18日

公共施設の管理運営について(公民館、幼稚園、保育園等)

第5回 平成15年 5月 9日

- 1 公共施設の管理運営について
- 2 幼稚園及び保育園の在り方について

第6回 平成15年 5月22日

幼稚園及び保育園の在り方について

第7回 平成15年 7月 4日

受益と負担の在り方について

- 第8回 平成15年 7月10日
公共施設の管理運営について
- 第9回 平成15年 7月17日
1 公共施設の管理運営について
2 幼稚園及び保育園の在り方について
- 第10回 平成15年 8月27日
調査会への報告について

専門部会

- 第1回 平成16年 2月19日
1 正副委員長選出
2 財政運営の在り方について
- 第2回 平成16年 3月19日
財政運営の在り方について
- 第3回 平成16年 4月23日
財政運営の在り方について
- 第4回 平成16年 5月11日
財政運営の在り方について（まとめ）

(2) 秦野市行財政調査会委員名簿

(平成14年8月7日～平成16年8月6日)

職名	氏名	区分
会長	斎藤 進	産能大学経営学部 教授
副会長	山内 和夫	東海大学政治経済学部 教授
委員	江口 武夫	ソニー(株) 執行役員常務
委員	櫻井 義久	東芝テック(株) 執行役員
委員	佐藤 晴雄	帝京大学文学部 助教授
委員	鈴木 健夫	(株)日立製作所エンタープライズサーバ事業部 事業改革本部業務改革センタ センタ長
委員	平田 光子	東海大学政治経済学部 助教授
委員	増田 まゆみ	小田原女子短期大学幼児教育学科 教授
委員	宮嶋 勝	東京工業大学工学部 教授
委員	森田 明美	東洋大学社会学部 教授

※「区分」欄は、平成14年8月7日現在の状況です。 計10名

(3) 秦野市行財政調査会市民委員名簿

(平成 14 年 12 月 12 日～平成 16 年 8 月 6 日)

職名	氏名	職名	氏名
委員	北畠 潤一	委員	松尾 壱郎
委員	斎藤 智徳	委員	森 潤
委員	鈴木 泰雄	委員	矢野 裕美

計 6 名

(4) 秦野市行財政調査会専門部会の構成員

ア 組織活性化専門部会(平成 14 年 12 月 17 日～平成 15 年 8 月 26 日)

職名	氏名	職名	氏名
委員長	山内 和夫	委員	櫻井 義久
副委員長	平田 光子	委員	松尾 壱郎
委員	北畠 潤一	委員	矢野 裕美

計 6 名

イ 負担公平化専門部会(平成 14 年 12 月 24 日～平成 15 年 8 月 27 日)

職名	氏名	職名	氏名
委員長	宮嶋 勝	委員	増田 まゆみ
副委員長	鈴木 健夫	委員	森 潤
委員	斎藤 智徳	委員	森田 明美
委員	鈴木 泰雄		計 7 名

ウ 専門部会(平成 16 年 2 月 19 日～平成 16 年 5 月 11 日)

職名	氏名	職名	氏名
委員長	山内 和夫	委員	鈴木 泰雄
副委員長	鈴木 健夫	委員	松尾 壱郎
委員	北畠 潤一	委員	森 潤
委員	斎藤 智徳	委員	矢野 裕美
委員	櫻井 義久		計 9 名

はだの行革推進プラン
～変化への挑戦～

作成年月：平成17年4月

作成者：秦野市企画部行政改革室